

第1号議案

(法第28条第1項関係「前事業年度の事業計画」)

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 日田フレンドワーク

1 実施の方針

令和7年度の事業につきましては、従来の活動に加えて利用者等の意見も尊重しさらなる日田フレンドワークの特色づくりをしたいと考えます。特に市内の作業所や行政そして社協や福祉団体との横のつながりが少ないことから色々な活動に参加して全体的なレベルアップも必要と考えます。そして日田フレンドワーク作業所については、利用者にとっての生きがいの場所であることはもちろん朝起きて「今日も一日がんばる」と思って頂けるような生活の場所と考えて頂くために規則正しい生活を基本として、作業以外にも色々な行事に参加して頂き、社会生活での必要な基本的なことを学んで頂いたり更に利用者同士の思いやり、そしてアットホーム的雰囲気の作業所にしたいと考えます。目指すところは共生社会と考えます。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 人数	事業費の 金額 (単位:千円)
① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために法律に基づく障害福祉サービス事業	<ul style="list-style-type: none">ネギ揃え押し花名刺作成銅線作業トラウッド作業環境整備 (除草作業)	<p>(A) 年間 月～金曜日</p> <p>(B) フレンドワーク</p> <p>(C) 職員3人</p>	<p>(D) 市内の身体・知的・精神障害</p> <p>(E) 延べ2,000人</p>	10,800
② 障害者が生きやすい地域社会にするための情報発信・研修・まちづくり事業	<ul style="list-style-type: none">ホームページによる情報発信研修旅行就労支援従事者のスキルアップ研修精福連勉強会	<p>(A) 年間 月～金曜日</p> <p>(B) 作業所、他</p> <p>(C) 職員3人</p>	<p>(D) 市内の身体・知的・精神障害</p> <p>(E) 不特定多数</p>	150
③ 障害者、又は保護者の相談支援事業	<ul style="list-style-type: none">作業所での相談支援	<p>(A) 隨時</p> <p>(B) フレンドワーク</p> <p>(C) 職員3人</p>	<p>(D) 市内の身体・知的・精神障害</p> <p>(E) 保護者10人 利用者25人</p>	50
④ その他の目的を達成するため必要な事業	—	—	—	—